（認定特定新需要開拓事業活動計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四条　法第二十一条の十四第一項の規定により認定特定新需要開拓事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定特定新需要開拓事業活動実施者は、様式第四による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書の提出は、変更前の認定特定新需要開拓事業活動計画の写しを添付して行わなければならない。

３　第一項の変更の認定の申請に係る特定新需要開拓事業活動計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定特定新需要開拓事業活動計画に従って特定新需要開拓事業活動を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。

４　主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る特定新需要開拓事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十一条の十四第五項において準用する法第二十一条の十三第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定新需要開拓事業活動計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書に次のように記載し、これを認定書として当該認定特定新需要開拓事業活動実施者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第21条の14第１項の規定に基づき認定する。」

５　主務大臣は、法第二十一条の十四第一項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第五による書面を当該認定特定新需要開拓事業活動実施者に交付するものとする。

６　主務大臣は、法第二十一条の十四第一項の変更の認定をしたときは、様式第六により、当該認定の日付、認定特定新需要開拓事業活動実施者及び共同実施者の名称、認定特定新需要開拓事業活動計画の内容並びに特定新需要開拓事業活動の開始時期及び終了時期を公表するものとする。

７　認定特定新需要開拓事業活動計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十一条の十四第一項の変更の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定特定新需要開拓事業活動実施者は、速やかに、様式第七によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

（認定特定新需要開拓事業活動計画の変更の指示）

第五条　主務大臣は、法第二十一条の十四第三項の規定により認定特定新需要開拓事業活動計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による書面を、当該変更を指示する認定特定新需要開拓事業活動実施者に交付するものとする。

（認定特定新需要開拓事業活動計画の認定の取消し）

第六条　主務大臣は、法第二十一条の十四第二項又は第三項の規定により認定特定新需要開拓事業活動計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九による書面を、当該認定が取り消される認定特定新需要開拓事業活動実施者に交付するものとする。

２　主務大臣は、認定特定新需要開拓事業活動計画の認定を取り消したときは、様式第十により、当該取消しの日付、当該認定を取り消した者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第七条　認定特定新需要開拓事業活動実施者は、認定特定新需要開拓事業活動計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第十一により主務大臣に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

（経過措置）

２　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなして、第二条第二項第七号の規定を適用する。

様式第一（第２条第１項関係）

特定新需要開拓事業活動計画の認定申請書

年　　月　　日

●●大臣　殿
●●大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第 21 条の 13 第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者に関する事項
２．特定新需要開拓事業活動の内容、実施体制及び実施時期
３．特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（備考）

１．特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が複数いる場合は、連名で申請する。

２．申請者が特定新需要開拓事業活動を実施する法人を設立しようとする者である場合は、当該法人の発起人の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名を記載するものとする。

３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．特定新需要開拓事業活動計画の認定を受けようとする者に関する事項

申請者に関して、次に掲げる事項を記載する。

(1)　名称
(2)　所在地
(3)　代表者の氏名
(4)　連絡先（電話番号）